慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	近世国家論における自然法学説
Sub Title	
Author	加田, 哲二
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1928
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.22, No.12 (1928. 12) ,p.1726(78)- 1771(123)
JaLC DOI	10.14991/001.19281201-0078
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19281201-0078

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世國家論における自然法學說

加田哲二

一

國家の起源、本質及び目的に關する科學的研究においては、異論が甚だ多い。この一見極めて明瞭なる問題に對して、問題が甚だしく紛糾してゐることは不可思議なるやうであるが、その實、決してさうではない。常識的見解に從へば、國家は吾々の統一的共同生活と一致する。「國家社會のため」といふ言葉は、その眞實の意味の如何を問はないとすれば、一地域に擴まれる統一的共同生活のためといふにある。この場合國家社會における社會は單なる附隨的言辭に外ならない。意味するところは國家であり、而して國家のみが唯一の人間共同生活を意味するが如くである。然るに科學的研究の範圍においては、國家と社會とは多くの場合異れる概念であり、且つこれらに關する社會科學者の立場は區々である。

社會科學の對象としての國家研究は通常その起源機能に關する現實的研究であると共に、將來の社會における國家の地位が研究せらるゝのが常である。これらの諸問題に關する國家研究者の解答が種々雜多であることは希臘以來の國家學說史の最もよく示すところである。

先づ國家の起源についての從來の諸說を列擧して見れば、

一　天帝說　The Divine Theory.
二　父系または母系說　The Patriarchal or Matriarchal Theory.
三　權力說　The Power Theory.
四　功利說　The Utilitarian Theory.
五　有機說　The Organic Theory.
六　契約說　The Social Contract Theory.
七　進化說　The Evolutionary Theory.

などの諸說を擧げることが普通である。第一の天帝說とは國家の起源を直接ま

た間接に神の意志に基くとするものであつて、主として古代諸民族の間に行はれた說である。第二の父系または母系說は父系または母系による血族團體に國家の起源を求めるものであつて、メイン(Maine)ドニストホオプ(Donisthorpe)デュギイ(Duguit)は父系的血族團體說を、マックレナン(Mc Lennan)ジェンクス(Jenks)モルガン(Morgan)は母系的血族團體說を採るものである。第三の權力說は國家の起源を共同生活における權力の優劣の關係、即ち支配の關係に求めるもので、個人的自由に對する政治的權力の侵害を抑制する目的をもつて個人主義者によつて主張せられ、少數者の多數者に對する搾取の維持機關として社會主義者によつて唱道せられた。第四の功利說は國家の起源を經濟的必要または經濟的有用の上に求めんとするもので、ベンサム(Bentham)テイラア(Taylor)の說である。第五の有機說によれば、個人と國家との間には共通點が存在する。人は生れながらにして社會的または政治的動物である。而して、この一般的人性から、人間はその同類と結合する。故に國家形成の衝動はこの一般的人性に求めらるべきものである。即ち國家は有機的に發生したものである。第六の契約說は國家の形成を社會各員の合意に求めやうとする。フウカア(Hooker)ホッブス(Hobbes)ロック(Locke)ルッソウ(Rousseau)などの主張するところである。第七の進化說は國家をもつて歷史的の產物とし、人類はその原始野蠻時代の低度社會形態から種々の社會形態の階段を通じて、然る後に完全にして普遍的なる人間の共同生活の組織たる國家を形成するといふのである。以上の諸說は國家の起源に關する大體の所說であるが、その中には勿論科學的批判に耐えない學說が多い。たゞこれらの學說の列擧によつてだけでも國家の起源に關する議論の多樣性は說明し得ると思ふ。(J. S. Young, The State and Government Chap. II. The Theoretical Basis of the State)

通常法律家は國家の要素を三つとして、國民、領土、統治權を擧げる。例へば上杉博士の如きは次の如くいふのである。「凡そ國家の存立する、必らず、その基礎組織が定まらなければならぬ。多數の人は如何にして統一して一個の國體を成すの國民又は臣民たるか、その祖國たる土地は、如何にその國家を構成するの領土と確定せられて居るか、此の事にして定まることなくんば、國家は本より成立せぬのである。而して、國民たり、又は臣民たり、領土たるの一定するは、一個の統治權の確立

するに、主に之れに由る、一個の統治權確立して多數の人は國民たり、又臣民たり、土地は領土たり、茲に國家が存立するのである。」（上杉愼吉、大日本帝國憲法講義　法學全集第一卷二二頁）。

この說は法學者間の通說と見ることが出來るが、この國家の三要素中、前揭引用文の明かに示してゐるやうに、彼等がその中最も重要視するものは統治權である。領土そのものも國家としては重要なる要素であることは論を俟たない。何となれば、國家は、その以前の共同生活形態たる部族社會が血族關係によつて、組織せられてゐるのに反して、地域を中心として、即ち所謂地緣社會として成立してゐるからである。乍併、地緣社會と見らるべきものは、必ずしも國家のみではない。村落、都市の如きも一の地緣社會であるが、故に、地域は國家の本質を示すべき絕對的要素ではない。（加田哲二著　社會學概論　第十二章、第二節第三節參照）。

故に國家の本質を統治權に求めることは、決して誤りではない。たゞ統治とは如何なる作用であるかゞ問題である。上杉博士によれば「統治とは、即ちすべて而してしろしめすことである。すべるまたはすめるは數多くの個體を一つと爲して、集めまとめ束ねるの意にして、即ち統一である。しろしめす又はしらすは知るである。國家の理想を知りて、その最高道德たる所以を一身に具體して、之を實現することである。」（前揭書二四頁）博士は國家の統治者をもつて、最高の道德を具現するものと見る保守的ヘエゲル學徒の傳統を繼いでゐるやうであるが、この說は最も理想主義的色彩の濃厚なるものであつて、現實とは最も離れたものである。

自由主義、個人主義の立場はより、現實的である。アダム・スミスは主權者の義務として次の三つを擧げてゐる。第一、外國の攻擊に對して、自國を防衛すること、第二、各國家成員に對して、他の成員からする不正義を防衛し、正義を確立すること、第三、個人または少數の個人に委するときは、その運營の不可能なる事業を經營することこれである。（Adam Smith, Wealth of Nations, Cannan's Edition Vol. II. pp. 184-185 August Oncken, Adam Smith und Immanuel Kant. 1877. Ss. 138-139）かくの如き主權者の義務の制限は勿論スミスの所謂「自然的自由の制度」の主張の結果であり、かのフェルヂナンド・ラッサルをして、國家の「夜警者的觀念」（Nachtwächteridee）と呼ばしめたものである。「彼等――ブルジョアジイ――は國家そのものを、たゞ、盜賊强盜を防止

するのをその全職分としてゐる夜警人の姿においてのみ考へることが出來たが故にそれは夜警者的觀念である。」(Ferdinand Lassalle, Das Arbeiterprogramm. Gesammelte Reden und Schriften. II. Bd. 1919. Ss. 195-196) かくてラッサルは社會主義的見地に立つて、ブルジョア的國家觀念を斥けたのである。彼の立場は獨乙古典哲學、殊にヘエゲルの傳統を引き國家をもつて、倫理的觀念の體現、自由の實現としての國家を見たのであるが、歷史的並に現實の國家は彼にとつても決して自由の實現でなかつたことは、前記「勞働者綱領」の明白に示すところである。

この點について、最も明瞭なる立場に立つてゐたのは、マルクス＝エンゲルスであつた。彼等に對してはすべての國家が一階級の他階級に對する支配の機關であつて、決して、倫理的觀念の體現でも、自由の實現でもなかつたのである。從つて、彼等は古代における國家は奴隸所有者の國家であり、中世國家は土地所有者たる貴族及び僧侶の國家であり、近世國家は資本家的階級の共同事務を管理する委員會に外ならない。彼に對しては、統治は階級支配に外ならないのである。(Marx-Engels, Das kommunistische Manifest. I.)

將來の社會における國家の地位の問題については、尙ほ異論が多い。既に記したアダム・スミス以下の自由主義者は國家をもつて「必要な害惡」とした。國家は必要ではあるが、一の害惡なるが故に、國家活動の範圍はなるべくこれを狹小にし、個人の自由なる活動の範圍を擴大することが彼等の理想であつた。個人的自由の擴大が彼等の理想であつて、この私的利益追究の自由の擴大といふこと以外に彼等の理想は存在しなかつたのである。この點において、自由主義は資本主義發展期におけるブルジョア的思想の典型的なるものである。彼等は近代的資本家的社會を是認すると共に、益々その典型化を欲したのである。

然るに、資本家的社會の永續性を否定し、何等かの新らしき社會形態が必然的にこれに代ると主張し、または新らしき理想的社會の出現を理想とする廣義の社會主義者の間においては、異論が甚だしい。ギルド社會主義者コオルはこの點について、次のやうな意味のことを述べてゐる。

「國家社會主義の崩壞は他の形態の社會主義學說に對して、その途を拓いた。しかも新らしい學說は未だその廢墟の上における健實なる建設に成功しない。來

るべき自由社會において、種々な産業並に勤務の實際的管理は主として勞働組合の掌中に置くべしとは若い社會主義者や勞働組合主義者の間に殆んど一致した說である。けれどもその一致はこの點までゞ止まつてゐる。新社會における國家――もし國家が存在するものとすれば――の機能に關しては、何等の共通的態度もない。國家が引き續き存在するものであるか否か、またその繼續存在の場合には勞働者の産業組織に對するその關係如何、また國家が消滅すべき場合にこれに代るべき組織形態如何については、何等の共通的態度が存しない。」(G. D. H. Cole, Self-Government in Industry. 4 edition. 1919. Introduction.)

ピイタア・クロポトキンもまたいつてゐる。「國家の問題において社會主義は全く一致してゐない。種々な氣質、種々な思索方法、就中來るべき革命に對する確信の程度に照應して、吾々の間に存する無數の分派の中から二つの大なる潮流が起つて來た。その一は、國家内において、社會革命を完成せんと欲する。從つて、國家の機能の大部分を維持し、否これを擴張して、革命のために利用せんとするものである。他の者は、吾々のやうに、國家の現在の形態においてのみではなく、國家の本質そのものにおいて、國家の採り得るあらゆる形態において、社會革命の障害を見るのである。國家は正に平等と自由の上に建てられる社會の發展を阻止する權力であり、かくの如き發展を防止するために建設せられたる歷史的形態である。從つて吾々はこれを改良せんがためではなく、これを〇〇せんがために活動するものである。」(Peter Kropotkin, Die historische Rolle des Staates. S. 3.)

廣義の社會主義における國家觀の差異は以上三人の社會思想家の指摘したところによつて明かであつて、吾々のこれに蛇足を加へる必要を毫も感じないのである。たゞ吾々は、將來の國家に對して異れる態度を有するものとして、國家社會主義、無政府主義、マルクシズム、ギルド社會主義、サンディカリズム等の所謂社會主義的思想の名稱を擧げるだけに止めて置かう。

かくの如く國家の起源、本質並にその將來に關する所說が著しく異るのは何故かといへば、かゝる諸說の主張者の社會的關心の異れるがためであると說明する外はないやうに思ふ。フランツ・オッペンハイマアはその社會學的國家論において、從來の、並に現在の國家をすべて階級的國家であるとし、從つて、國家論における

無數の相異はそれが階級的國家論のためであるとしてゐる。曰く「從來の國家論はすべて階級的學說である！かくの如きは、決して研究的精神の結果ではなくして、希求的意志の產物である。そは眞理の確立のために議論を用ゆるのではなくして、物質的利益のための鬪爭における武器としての議論である。そは科學ではなくして、科學の眞似事である。故に吾々は、國家の理解から國家學說の本質を知ることは出來ない」と。(Franz Oppenheimer, Der Staat, 1923. Ss. 7-8.)

國家の本質、起源、目的に關する眞の認識に達するためには、以上の引用文でオッペンハイマアの述べてゐるやうに、國家學說の研究からではなく、國家そのものに關する社會學的研究から到達せらるべきは論を俟たないが、國家學說に關する研究が全然無意味なのではない。ある學說の形成せらるゝに至つた社會的諸事情を併せ研究する場合においては、吾々は大なる利益を獲得することが出來るのである。何となれば、その學說の正否は何れにしても、前人の歩める道を再び迹ることは、前車の轍を防ぐの效用があると共に、吾々の觀點を吟味し豐富にする利便が存するからである。

從來行はれた國家學說は洵に區々である。乍併、これらの國家學說は果して、類型化を行ふことが出來ないだらうか。從來からも種々な點からそれは行はれてゐる。その典型的な類型は、國家と國家構成員の關係に關するものであつて、國家における個人の存在及び個人の目的を重大視する個人主義と、この國家構成員を國家のための手段と考へる普遍主義、または團體主義ともいふべきものである。この個人主義及び團體主義の區別は將來の社會における國家の地位または機能を說明するための類型化としては、參考すべき點が存するのであるが、例へば無政府共產主義の如き一方においては、個人の自由を主張すると共に、他方において、その共同、即ち團體のための活動を想定するやうな學說に對しては、一の例外を設定せざるを得ない。また、國家の本質を歷史的現象としての階級支配に求め、階級の廢絕と共に、國家もまた死滅すると說く、マルクス學說の如きを說明し得ないのである。

故に、吾々はかゝる類型的區分を排して、國家の機能は何處に存するかを觀察し、

その機能が全社會のための機能、即ち社會生活における强制一般としての機能であると考へるか、または階級の支配的機能であるかを定め、ある國家學說がその何れを採るかに從つて、一を超階級的國家觀または超越的國家觀とし、他を階級國家觀とすれば、從來行はれた國家觀は、その論者の立場の個人主義的なると、社會主義的なるとを問はず、この類型の孰れかに屬せしめることが出來るのである。かゝる觀方に從つて、始めて、何故にある階級利益の擁護者が、超階級的國家論を主張し、他の階級利益の主張者が階級國家論を支持するかゞ明瞭に示めさるゝと思ふ。（淡德三郎氏もこの區別を採つてゐる。同氏「獨裁政治論」マルクス主義講座第四冊一一九頁以下）。

而して、近時の社會思想上における最大の問題である國家論爭もこの兩立場の對立に外ならぬ。現時における最大の階級國家論の主張はマルクス＝エンゲルス並にニコライ・レニンの國家論であるが、彼等の國家學說は一の社會學的主張として、決して看過し得ない問題を提供する。乍併、彼等の國家論の理解のためには、少くとも、二つの準備をしなければならぬ。その一は獨乙古典哲學における國家觀念の發展の研究であり、その二は近世初期から英佛に勃興した所謂個人主義的國家觀の研究である。以下の論述はその一小部分としての近代國家觀上における自然法學說の本質を迹る小なる試みに過ぎないものである。

二

歐洲における近代的大國家は第十六世紀以後において、成立した。この近代的大國家の成立は、一面からいへば、中世紀的社會（封建制度）が崩壞して近代的社會の成立を意味する。この近代社會の成立の原因は生產力の增大にあつた。第十五世紀の末から人類の交通における大革命はその表徵であつた。第十三世紀以來行はれたエルサレムへの十字軍遠征は東洋と西洋との連絡を形成すると共に、東洋文化の西洋への輸入を招致した。然るに第十五世紀末におけるコロンブスのアメリカ發見とヴァスコ・ダ・ガマの喜望峰廻航による印度航路の發見の結果はスペイン、和蘭をして世界市場の王者たらしめた。佛蘭西並に英國はこれに續いた。外國貿易の隆盛は國內商業にも一の變革を與へ、中世紀的の領域的經濟はより大なる地域における經濟の必要を生むと共に、從來の如き農業を中心とする生產か

ら工業品生産が擴大せられ、經濟生活における工業並に商業の意義が重要視せらるゝに至つたのである。こゝにおいて、經濟生活の原理は欲望充足の原理から營利の原理に移つたのである。(Werner Sombart, Der moderne Kapitalismus. Erster Halbband. 1922. Zweites Kapitel.)

近世大國家はかゝる時代の産物である。ゾムバアトはその特質を次の如く語つてゐる。

「帝王國家、即ち絶對的國家の具體的現象は、――それが歐洲において、中世紀の終焉以來發達し來つたやうに――一都市地域または、「地方」に居住してゐるよりも、はゝり大多數の人々が一人の支配者の意志によつて、この權力の所有者の利益のために從屬せしめらるゝといふ事實に存するのである。而して、これらの人々は共同の社會的紐帶、即ち血族的紐帶によつてでもなければ、近隣の好誼、主從の關係によつて、結合せられてゐるのではない。その「結合」は寧ろ「機械的なるもの」(有機的なるものに非ず)一の作られたもの(發達したものではない)であつて、合理的見地の下に、成立したものである。この事實が、この構成體をして、從來のすべての政治的結合と本質的に區別せしめるものである。」

「民衆的共同體の有機的桎梏から解放せられた國家は、機械的原理に從つて、絶對國家に發展した。外部に對しては、限りなき膨脹に勉めることによつて、これをなした。而して國家は、この限りなき膨脹を機械的に組織せられ、從つて、同時に無限に擴張し得る近代的大衆軍隊によつて、遂行した。即ち國家は純粹なる權力國家となることによつてこれを遂行した。內部に對しては、すべての生活圈を意識的の統制下に置き、而して、國家はその意志を生命あるものゝ唯一の源泉とする傾向によつて、そのことを遂行した。即ち國家が警察國家たることによつてこれをなしたのである。」(Sombart, op. cit. Ss. 334-335)

以上の引用文にいふやうに、近代國家は、一都市地域の如き狹小なる國家領域を有するものではない。即ち古代ギリシヤ都市國家の如き狹小なる領土を有するものではない。と同時に近世初期における國家領域は古代における世界帝國、または中世において、寧ろ觀念的に存在した世界國家(その具體的實例は神聖ロオマ帝國である)の如き廣大なる領域にまたがるものではなかつた。ゾムバアトのい

ふやうに、近世國家は一の權力國家として、國外征服を企てたことが屢々ではあるが、近代國家がよつて立つてゐたその基礎は民族を中心としてゐたものであつた。一地域における共同生活において、物質的生產、言語、宗教、習慣を均しくし、極めて自由なる結合狀態にあつた民族をその基礎とするものである。故にヴォアンの如きは、近代的社會制度における最初の成果は民族の勃興であるといつてゐる。(C. E. Vaughan, Studies in the History of Political Philosophy before and after Rousseau. Vol. I. 1925. p. 7)

近世初期から第十八世紀にいたるまでの國家觀はかゝる近代的民族的大國家に關するものであつた。近世初期の國家觀は以上の如き絕對主義の國家、即ち後に佛蘭西國王ルイ第十四世が「朕は國家なり」といつた言葉に最もよく表現せられてゐる絕對主義の國家に理論的根據を與へることであつた。この學問的業績は佛蘭西においては、ジャン・ボオダン、英國においてはトマス・ホッブスによつて行はれたのである。然るに、近代的民族國家はその成立の過程において、一方においては、廣大なる土地所有によつて、教權と共に世俗的權力をも多分に占有してゐた僧侶即ち教會の勢力と、他方においては、同じく土地所有にその經濟的基礎を置いた地方的貴族の勢力と闘はねばならなかつた。かくて、貴族中の有力者から國王となつた支配者は、この闘爭の過程において、當時新興の動產所有階級の援助を求めざるを得なかつたのである。然るに彼等は、一度政權を掌握するや、絕對主義的君主として、政治上においては、貴族の勢力と妥協して、新興町人階級の政治への參加を拒否した。町人階級はその富の集積並に社會的勢力の增進と共に、政治參與の要求を有するに至ることは必然的であつた。而して、この要求のためには、彼等の政治的要求が一の理論的根據を有することを必要とする。絕對王制主義への反對の國家觀が新らしき思想として起つて來たのは、かくの如き過程においてであつた。而して、かゝの如き國家觀の理論的基礎を形成したものは、人間の自然的權利を出發點とする自然法學說であつた。この契約說の理論家中、最大なるものは、實にジョン・ロック(John Locke)その人であつた。

然るに、自然法學的國家學說は一の奇しき運命に遭遇した。もと、自然法による國家契約說は一の絕對主義國家への反對思想として、勃興し、遂には、かくの如き理

論として完成せられたのであるが、その反對思想としての契約說は反つて、一時絕對主義的國家辯護の用具として用ゐられたのである。トマス・ホッブスはこの種の理論家の最大なるものであつた。而して、契約說の最大なる理論家ロックとその完成者ルッソウと契約說の利用者ホッブスとは、契約說における典型的理論家であつて、ある意味において、相互に對立する觀を呈してゐるのである。吾々がこれらの三人を主として研究の對象とすることは、以上の如き意味においてゞある。吾々は先づ契約說總論の意味において、その全體的意義を把握することから始めなければならぬ。(Sombart, op. cit. S. 338; Vaughan, op. cit. pp. 1-16. James. Bonar, Philosophy and Political Economy. 1922. Book. II.) 加田哲二著　近世社會學成立史　第一——第三章、同「マックイヴァの國家論」——社會學概論二六七頁以下所載)。

三

中世紀における基督教の教父は、既に聖書に現はれた社會思想と古代ギリシャ思想の融合を基礎として、一般に國家なき原始的自然狀態を想定して、こゝでは純粹なる自然法の支配の下にすべての人は自由平等であり、すべての財は共有されてゐたといふやうに考へた。故に國家狀態または公民狀態はその後の變化せる事情の產物であるといふのが一般の見解であつた。これらの事情の考察に當つて先づ問題となつたのは、統治權と所有權とが包括せられてゐるドミニウム(Dominium)は如何にして發生したかといふことであつた。その後次第に國家權力發生の問題が私有權の發生の問題から區別されるやうになつた。而して國家權力の問題をば、統治契約の想定によつて、解決せんとするに至つた。乍併、この解決の先決問題たるものは、國家權力の源泉を構成する意志行爲の所有者たる全體そのものは、如何にして、その全體の構成員に對する可讓渡的權力を供へる統一的なる且つ行爲能力ある團體となつたのであるかの問題であつた。この問題に對する解答は中世を通じて、且つその後においても、久しく不確定であり、動搖してゐた。公民社會の源泉たるものは、神の直接の設立行爲であるとする思想は尙ほ强力に主張せられてゐた。殊に個々の國民及び國家の特殊の統一性は人類の創造の原本的統一性の現れであり、殘存物であると說明せられた。乍併、一般には、神は國家的團體の間接的原因に過ぎず、神はアリストテレスの發見した國家的性質を人間

に賦與したまでゞあるといふ見解が中世においては最も優勢であつた。故に人は國家の直接の原因として自然を見出したのである。この點に關して、人性は直接、且つ必然的に國家的團結を產出したとする見解を有するものも常に跡を絕たなかつた。既に中世においても、自然を單に「遠因」または「機會因」として、人間の裡にはたらく社會生活への欲求及び性能として、即ち國家設定の强要的要素と見ながら、國家的結合そのものをば、人間の自由且つ理性的なる行動として視ようとする反對の見解が漸次擡頭し來つたのであつた。かくて國家設定に關する契約說は形成され來つたのである。（Otto von Gierke, Johannes Althusius und die Entwicklung des naturrechtlichen Staatstheorien. 3. Aufl. 1913. Ss. 92 ff. 同上部分譯　恒藤恭　社會契約說の發展　同著「社會と意志」一七三―一七七頁）。

かくて、人間の結合の本質に關する中世紀的見解を根本的に打破したものは、自然法學說であつた。自然法學說は近世初期において、中世紀に播種せられたその萠芽を發展せしめ、今や獨立の學說として形成せられ、中世紀的法學並に敎會法學に對して、一の體系となり、益々その理論的妥當性を要求すると共に、その實踐的實現をも要求するに至つたのである。而して、自然法的國家學說は社會學說中の最も輝ける存在であつた。近代大國家建設のための努力と鬪爭との導きの星であつたものは、この自然法學說による契約說であつて、かくの如き指導的地位をこの學說に獲得せしめた事情は、一五七五年以後に行はれた法律哲學と政治學の密接なる關係であつた。自然法を自然法だけのものとして取扱ひ、その過程において、第二義的に國家を問題にしてゐた著書を擧げるならば、既にエスイット派またドミニカン派に屬してゐた自然法學者はザウレッツ（Franc. Saurez 1548-1617. Tractatus de legibus ac Deo legislatore. 1611）において、完全なる形態において、現はれてゐるやうに、理性法の上に基かれてゐる政治學體系を構成してゐたのである。年併、內的並に外的國家生活を包含してゐる純現世的法律哲學の劃期的建設はグロチウス（Hugo Grotius, De jure belli ac pacis libri tres, 1625）によつて成された。勿論政治學の方面からする自然法的基礎の上における國家學說は既に形成せられてゐた。主として、國家の政治的目的をその檢討の對象とし、僅かに第二義的に公的生活の法律的基礎を論じた著書の如きはこれであつて、例へばマキヤヴェリを始め、殆んど

無數にこれを擧げることが出來る。而して、これらの「國家存立の理由」についての著述は多く國家の法的構成の研究を高く評價することに對しては盡く反對の態度を持してゐる。これらの論者は國家存在の理由を政治學の課題とし、同時に國家的法的關係を解明し、かくて、一般國法の理論を建設せんとした。かくの如き場合において自然法は大なる影響を與へたのである。勿論、國家論において、アリストテレスの政治學の原理またはその他の古典的政治學の理論を固執する限りにおいては、人は新らしい自然法的觀察方法の一部を採用し得るに過ぎない。乍併ジャン・ボォダンがその國家論において、哲學的國法を古來の傳統から解放し、主權に關する近代的概念をその說明の中心問題とするに至つて以來、自然法的國家論の勝利は決定的であつた。殊に政治的並に宗教的鬪爭における論爭が次第に、主權の本質に關する根本的論爭と化すると、人民主權說の鬪士も支配者主權說の辯護論者も、共に自然法の武器を使用した。人民主權說の上においては、アルトシウス (Joh. Althusius 1557-1638. Politica methodice digesta atque exemplis sacris et profanis illustrata 1603) が、純粹に自然法的に基礎づけられた政治學の最初の完全なる體系を建設した。(Otto von Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht. Vierter Band. Die Staats- und Korporationslehre der Neuzeit. Durchgeführt bis zur Mitte des siebzehnten, für das Naturrecht bis zum Beginn des neunzehten Jahrhunderts. 1913. Ss. 276-280)。

近世における自然法學者の主として研究の對象となつたものは、國家の問題であつた。完全に自然法に支配せられてゐる自然狀態から國家狀態への推移は、變更し得ない自然法の規準に從つて行はれたること、並に、故に國家權力設定としての市民的社會への人間の結合は何處においても、同樣の永遠的規範によつて、なされたのであるが、たゞ特殊國家形態の選擇は實定法（ポヂチイフエスレヒト）から決定せられるのであり、且つ人間の任意意志の行はれる餘地あるものであることについては、自然法的契約論者の一致するところである。而して、實定法に對しては、自然法的基礎を破壞する權能は否定せられてゐるので、個人に對する全體の關係及び人民に對する支配者の關係に關するすべての問題の解決は、すべての歷史的な法を超越してゐる自然法に委せられるのである。故に、自然法學說の緊急なる實際問題は、客觀的なる法を立法者の自由意志から、主觀的なる法を國家權力の侵害から免れしむべき領

域の標識を建てることになるとしたならば、この制限範圍の問題は自然法學の領域において、大なる問題となるものといはねばならない。而して、自然法學說はまた現存の制度に對して、動かすべからざる理性の要求をもつて、これを批判せんとした。こゝにおいて自然法は益々その實現を實際に見ることは不可能ではあるが、それに常に近接せんと努力せねばならぬ合理的理想の解明をもつて、その最後の課題とするに至つたのである。（Gierke, Staats- und Korporationslehre. Ss. 284-285）。

四

自然法學的國家學說においては、國家の本質に關して、著しい見解の相異が存するのであるが、彼等の所說の一致するところは、既に述べたやうに、中世的國家思想の排擊であつた。國家に關する神學的觀念は斥けられた。國家は最早神の意志による宇宙的全體の調和から、神によつて與へられた部分的全體として存在するのではなくして、國家それ自ら說明せられたのである。即ち人類的國家に代つて、自足的なる主權的個別國家が觀察の出發點となつた。而して、個別的國家の基礎とせらるゝものは、自然法による個人の結合によつて構成せらるゝ最高主權を有する共同體である。

國家概念の決定については、三つの必然的標識が存在する。その一は、人間共同生活の目的のための共同體（Societas civilis）の存在であり、その二は共同體目的の達成を確保する最高權力（majestas, summum imperium, summa potestas, supremitas）の存在である。この三つの國家標識はあらゆる國家の定義に現はれるものであるが、ジャン・ボォダンの著述によつて、近世的國家觀の確立せられて以後、主權てふ國家標識が最も重要なるものとせらるゝに至つた。何となれば、特定目的を有すといふ國家の特質は他の團結もこれを有するが故に、主權なる屬性が國家の特殊的標識たるに至つたのである。かくて、哲學的國家學說は益々主權論をその中心とするに至つた。

自然法學說によれば、主權とは、國家權力の個々の特性をいふのではなくして、本質的部分における國家權力をいふのである。而して、この主權なる言葉は、これによつて、國家的權力の全內容を叫び起す魔法の枝となつたのである。主權は外部に對して、何等の優越者に從屬せざる權力といふ意味においては、消極的概念であ

り、內的には、すべての國家構成員に對する國家の關係であるといふ點において、積極的內容を有する。かくて、地上における最高權力であるといふ主權の特性から、近代國家の要求し、その發展と共に、王制の主張者と國民主權論者とが鬪爭の標的とした絕對權力の觀念が生じたのである。かく主權の重要性が認識せらるゝにいたると、主權の主體は何處にありやの問題が重大視せらるゝに至つた。而してこの論爭もまた自然法的基礎の上に行はれたのである。國家形態の特殊性は實定法の產物であるといふ點については、諸論者の一致するところであつたから、主權の存在に關する根本問題は憲法の相異に置かれたのである。論者は、すべての國家形態において、同じ方法において、支配者と被支配者全部とを區別するのみならず、支配の法的基礎を被支配者の全體の側よりする權利の讓渡に求めたので、支配者並に人民の間における自然法的關係に對して、普遍的表現を與へる、王制政治並に貴族的または民主的共和制に對しても、同一の形式を現はしたのである。一の具體的國家において、一個人または、特權的集會、または全員の多數決による集會が支配者の地位に就くとも、このことは、原理的論爭のかゝはりなき歷史的法律の第二義的問題であつた。混合的憲法の可能性に關する論爭もまた主權主體の理論的決定とは、關係しないのである。何となれば、そはたゞ支配の內的構造に關するのみだからである。故に、この場合第一に問題となるところは、自然法によつて、如何なる地位が國民及び支配者に與へられるかといふことであつた。

この問題に對する解答は、自然法的國家觀における主權の保持者に關する三つの立場を發生せしめたのである。國民主權の學說、支配者主權の學說、兩說の妥協である主權二元論がこれであつた。この區別は勿論大體論であつて、主權一元論の中にあつても、獨立の支配者權利による人民主權の制限、または人民全體の權利による支配者主權の制限の程度に應じて、學說の傾向において、種々の濃淡の差が存する。

かくて、人民と支配者とは、競爭的勢力として、對立し、各々ある國家權利を主張する場合においては、特殊の人格として現はれねばならぬのである。故に吾々は先づ一方においては人民人格が、他方においては、支配者人格が如何に解されてゐたか、而してこの二元論が統一的國家人格の概念によつて、克服せらるゝに至つたか

を示さねばならぬ。(Gierke, Staats- und Korporationslehre. Ss. 285-292)。

五

人民人格說は、ボッヂスがこれに對して否定的鬪爭を行ふ以前においては、一般に認容せられてゐた。國民が本源的には、國家權力の全體を所有したのであるが、その國家權力は契約によつて初めて、支配者に從屬するに至つた。乍併、この國家權力を所有し、これを支配者に從屬せしめる能力を有するためには、人民は國家設定以前においてかくの如き公權の存在から獨立した一の統一的法的主體でなければならない。この時代の契約論者の見解に從へば、人民は支配の制定と共に、自己の權利を讓與したのであるが、彼はすべての國家的權利を放棄したのではない。故に人民主權の主張者に對しては、人民は依然として、主權の主體であり、主權二元論の辯護者に對しては、二つの主權中、より高き主權の主體は、人民であり、限定的支配者主權の主張者にとつては、人民は尙ほ主權を制限する法律の主體であつた。而して、絕對的君主權の代表者にとつても、人民は支配者契約の履行に對する一の要求權を有するものと見た。かくの如き點から人民は一の人格を形成すべきものと看られた。乍併、この人民人格は、政府形成以前において、而して、政府なくして、存在したるが故に、純粹なる集合人格として考へられたのである。(Gierke, Staatslehre. S. 229 ff.)。

人民に對立して、公權の主體としての支配者人格が一般に認められた。このことは、支配者主權說並に二元的主權說に對しては、自明の理である。而して、純人民主權說は、ルッソウによつて始めて打破せられた支配契約の概念を固執する限り、獨立的な支配者人格を認容することは不可能である。然らば、かくの如き支配者人格なくして、支配者と人民との間の契約關係は如何に考へ得るのであるか。この支配者人格は、支配が全體によつて行はれるか、または一個人によつて行はれるかに從つて、異れる性質を取得する。もしも、混合的憲法が行はれる場合には、支配は多數の人格に分割せらるゝけれども、憲法による制限的支配の可能なる場合においては、支配執行の正當なる主體が現はれるのである。この場合全體が支配または共同支配に就く限りにおいて、集合人格の概念が行はれる。故に、多數者の權利といふ觀念が生じ、從つて共和國をもつて多數者支配とするのである。乍併、多

數者に歸屬する支配は、その組織において可能であり、從つて、支配者人格の統一は、君主制における自然的統一に對して、人工的統一として存するのである。而して、こゝにいふ全體とは多數と同一である。（Gierke, Staatslehre. Ss. 303-306）。

この人民人格並に支配者人格の二元論の中には、明かに中世紀の身分國家の觀念が殘存してゐて、近代國家の統一的要求とは、甚だしく矛盾してゐるのである。故に自然法學說中にも、統一的國家人格の概念構成によつて、この對立を克服する傾向が存するのは當然である。事實において、自然法學者は種々の方面から、この事業に進んで行つた。たゞ、彼等は、個人主義的思索の範圍を出づることが出來なかつたので、彼等は眞の國家人格の觀念には到達しないで、常に、人民人格、または支配者人格の何れかに偏重する議論にのみ到達した。

古代並に中世紀から相續した、國家觀即ち國家をもつて、有機的全體とする觀方は、死滅したのではない。乍併、自然法學的國家觀は、この國家有機說を完成することがなかつたが、國家を精神を有する個體と比較することは、極めて、普通のことであつた。而して、今やこの比較は、稍詳細の點まで行はれるに至つた。社會體の頭部と肢體とを區別し、社會體の內的機關の機構並に機能を叙述し、部分の分化とその調和的協動によつて、全體の生命的統一が發生するものとした。而して、この生命統一の說明に、身體に對する精神の支配といふ觀念を借り來り、社會體に透徹する精神力の觀念と、一にして、不可分の主權の概念を結びつけた。これらの議論は千差萬別の觀があり、且つ矛盾に富むものであつた。故に、個人の集積とは別の意味の共同體――それは全體として部分に對する法的權力を與へられてゐるとする法的見解中の有力なる思想のために、その見解を奪取せらるゝに至つたのである。この意味においては、社會有機體の觀念は、例へば、グレゴリウス（Gregorius）の如き國家的共同體の自然的成立を主張する著述家によつて、利用せられてゐるのみでなく、また個人主義的前提を一部止揚する要素として、社會契約說に組み入れられてゐるのである。アルトシウス、グロチウスの如きはそれである。

普通の政治學體系は勿論專制的王制を主張する政治學體系にあつても、有機的見解の影響を受けないものは殆んどないといつていゝ。たゞ、中世紀におけるが如くに、國家體の內的生命原理の存する見えざる統一を認める位に、この見解に徹

底的に進まうとした論者はゐなかつたのである。たゞ主體に對する問題に關してのみ、すべての有機的構成を見たのであつた。國家の有機的本質は常に狀態的なるものに止まつてゐた。その本質は、全體に結合した部分の客觀的關係とこれによつて條件づけられる職能範圍に盡きてゐたのである。この職能範圍に對する主體の問題に至ると、再び個人及び個人の集合が現はれる。かくの如き意味の有機體は外觀のみの生命的本質に過ぎず、その本質において、自然的體制に從つて、作製せられた人工的作品に外ならぬのである。(Gierke, Staatslehre. Ss. 307-311)。

六

人民主權說の鬪士は、人民人格をもつて、國家的法制の範圍において、その唯一の負擔者と見、且つこれを論證しようとした。王制の反對者は屢々「人民」と「國家」とを同一視した。彼等はまた個々の至上權をも人民または國家の權利とし、公共財產をもつて、人民財產または國家財產とし、主權的全體の決議をもつて人民意志または國家意志の表明なりとした。乍併、かくの如き名稱の變更のみをもつてしては、人格化せられた人民全體は、未だ眞實において、共同體の活動的意志負擔者として

の國家人格になつたのではない。何となれば、自然法學說の意味においては、そはたゞ統一として考へられた人民の總計たるに止まつてゐるから、人民人格的全體に對しては、國家權力を行使するための支配者は人民人格的全體の內部的構成部分ではなくして、外的にそれに對立する權力の保持者なのである。乍併、國家が市民的社會の形成によつてではなく、結合した全體と政府權力の保持者との契約によつて、成立したとするならば、國家の權利主體の性質は、依然として分裂してゐる。勿論、人は支配者の權利を制限して、彼をして、最高の人民の單なる使僕とすることも出來、また、支配者の越權を刑罰または交替をもつて脅すことも出來る。乍併、契約狀態においては、人格の二重性は必然的であり、從つて人民人格と並んで、國家のための組織的支配者人格の存することは必然である。たゞ、從屬契約の根跡を絕滅することによつてのみ、支配者人格を廢することが出來、國家人格を確立することが出來る。而して、ルッソウがその「社會契約論」において、このことを成し遂げるまで何人も、嘗てこゝに想到しなかつたのである。

二元的主權論の支持者は原則的には、國家と人民とを同一視したのであるが、彼

等は未だ國家人格の事實上の統一に到達しなかつた。彼等は眞實の主權の主體として國家を擧げ、支配者をもつて人格的主權とした。彼等はこれによつて國家主權の思想を表明してゐるが如くであるが、事實においては、その學說の構成において、彼等はこの思想の萠芽を失つたのである。何となれば、二つの主權は同一の法の異れる形態であるばかりでなく、異れる內容の區別せられた執行範圍を構成するものだからである。この二つの主權は、人民が本源的には完全にして、純一なる主權から人格的主權を分離し、これを支配者に讓渡すると共に、實際の主權を保持することによつて成立したのである。而してその相互の關係は兩當事者の間に結ばれた契約によつて定まるのである。故に、それは必然的に二つの法的主體を構成するから、國家をもつて、すべての國家權力の唯一の主體とし、支配者をもつて、憲法に從つて、指定せられたこの法的主體の最高機關と見ることは許されないのである。この說においては、國家なる名稱によつて、支配者に對立する集合的統一に結成せられた大衆を人格化し、これをより高き主權の主體としてゐるのである。

支配者主權說の主張者がもし統一的國家人格に到達しやうとするならば、彼等はこの基礎を支配者人格に置かねばならない。事實、彼等は活動的なる國家生活の唯一の負擔者を支配者に見出したのである。而して、彼等が支配者人格と並んで人民人格を認める限りにおいて、彼等は、人民人格の國家形式參加を拒むことは出來ない。故に、人民の諸權利を問題とする場合には、彼等は人民を特殊主體としての支配者に對立せしめる許りでなく、屢々この對立に際して、人民を國家と同一視した。かくの如き支配者主權に對する制限が、この學說における統一的國家人格に到達するの途を塞いだのであつた。このことはすべての絕對王制主義者について論證し得ることである。(Gierke, Staatslehre. Ss. 311-332)。

ジャン・ジャク・ルッソウにいたつて始めて、人民及び支配者間の契約關係に關する說が捨てられたのであつた。彼は國家形成の全體の力を結合契約に置き、而して、かくの如くして形成せられた社會的權力に對して、讓渡し得ない、不可分の、無制限の主權たる絕對的形式を與へることによつて、主權的全體は契約によつて、他の何等かの主體に對して、公的權力の行使を讓渡し、または何等の制限を附與せらるべき義務を負ふことは不可能であると宣言した。尙ほ、彼によれば、すべての政府

の設立は、最高主權たる人民の一方的行爲であつて、自由任意に取消し得べき委任である。故に、集合的主權者は、そが集會として現はれると、すべての法に超越してゐる。この主權者の前においては、全現存の法律制度は無力である。この主權者は、たゞに、從來の憲法を新憲法に替へ得るのみではなく、その自由的意志の決定によつて、舊憲法に對して、改正を加ふることを得るのである。而して、この主權者に對しては、公的地位における既得權も何等の價値もない。主權者は任意にこれを變更し得るのである。かくて革命の權利は永久に宣言せられ、立憲王制國家の思想は根底から打破せられた。かくてルッソウによつて、始めて、自然法學說における統一的國家人格の理論が成立したのである。乍併、自然法學說はその窮極において、個人主義的機械論的であつて、有機的學說ではない。故にこの自然法學說から出發して、これを越ゆることによつて、有機的理論の構成が行はれねばならない。而して、この事業を成し遂げたものは獨乙古典哲學者フィヒテであつた。（Gierke, Staatslehre, Ss. 467-470. 加田哲二著　近世社會學成立史　第四章第六―九節）。

七

自然法的國家觀の本質については、以上述べたやうに種々の議論が存在するのであるが、この學說が實際的勢力によつて利用せられ、近世史上に大なる足跡を殘したものは、人民主權說を主張する一派の學說であつた。近代的大國家に現はれた絕對主義的傾向は、より大なる個人の自由を求める新興町人階級の革命的勢力の前に、動搖せざるを得なかつた。而して、この革命的運動に理論的根據を與へたものは、ジョン・ロックの自然法學說であつた。北米合衆國の獨立に理論的根據を提供し、佛蘭西における自然法學說の發達の理論的淵源となつたものは、ロックの理論であつた。彼は說いた。人は生れながらにして、自由であり、平等である。子供はこのために生れ、成人はこれを有する。自然法は他人の自由と兩立する自由を欲すると。

このロックの理論はアメリカ植民地と佛蘭西に行はれた。それは佛蘭西の著述家の筆を通じてゞあつた。自由を求めんとしてゐた人々はこの學說を貪り求めたのである。黃金時代は詩人の擬制であつて、自然狀態は哲學者の擬制であるとするデヴィッド・ヒュウムの批評の如きは何等の印象をも人々に與へることがな

かつたのである。(James Bonar, Philosophy and Political Economy. 1922. p. 186)。

而して、この自然法學說の著しい影響の下に執筆せられ、公布せられた二つの公文書がある。その一は、一七七六年七月四日のアメリカ獨立宣言書であり、英國哲學に通曉し、深くロックの影響を受けてゐたトマス・ジェファスンの起草に拘るものである。(Bonar. op. cit. p. 187)。

その「宣言」の一節に云ふ。

「すべての人は平等に創られてゐる。彼等は、彼等の創造主によつて、ある讓渡し得ない權利を與へられてゐる。生命、自由並に幸福の追究の如きは、その權利中にある。吾々はこれらの眞理を自明の理とする。これらの諸權利を確保するために、政府が人々の間に形成せられ、その正當なる權利を被支配者の同意によつて得る。故に、如何なる政府形態も、この目的を破壞するにいたるときは、何時でも、これを變更し、または廢止し、かくの如き原理の基礎の上に、人民の安寧と幸福とを最もよく確保するような形態において、新政府を形成することは人民の權利である。」(The unanimous Declation of the thirteen united States of America, Appendix to David G. Ritchie, Natural Right. 1916. p. 289.)。

第二は、一七八九年佛蘭西の國民議會で採用せられた「人權宣言」である。その人々の「神聖」なる權利を定めた一節にいふ。

「一、人はその權利の關する限り、生れながらにして、自由にして、平等である。故に政治的差別は共同の利益のためのみ、設けることが出來る。

二、すべての政治的團體の目的は、人の自然にして、消滅し得ざる權利の維持にある。これらの諸權利は自由、財產、安全並に抑壓に對する反抗である。

三、國民は本質的にすべての主權の源泉である。個人または團體は明白に主權によらざる公權を獲得する資格なし。

四、政治的自由は他人を損傷せざる如何なることもなし得る點に存す。すべての人の自然的權利の行使は、他のすべての人の同じ權利の自由なる行使を確保するに必要なること以外の制限を有さない。而して、この制限は法律によつてのみ、決定せらるゝのである。

五、法律は社會に有害なる行爲のみを禁ずべきである。……

六、法律は社會の意志の表現である。すべての國民は、個人または、その代表によつて、法律制定に協力する權利を有す。法律は、保護し、または刑罰を與へる場合においても、すべてに對して、同一でなければならぬ。……」（Declaration des Droits de L'Homme et du Citoyen. Translation by Thomas Paine. Appendix to Ritchie, op. cit. pp. 290-292）。

かくの如く、政治上の實際運動に結び付けられた點において、自然法學的國家觀は、アダム・スミスによつて大成せられた自然的自由の制度の經濟生活の方面における甚だ酷似してゐる。而して、この學說がかゝる一大勢力を形成し來つた所以は、その說くところの自由と平等とが時勢の要求に合致したことゝ、獨立もしくは、革命に際して、新らしき統治機關の設立せらるゝ場合において、おける理論としては甚だ好都合のものであつたからである。北米合衆國獨立宣言、並に佛蘭西の人權宣言がその內容において、ロック、ルッソウ等の諸論者の理論をそのまゝ借用してゐることは、決して偶然ではないのである。

八

自然法學說は既に說いたやうに、主として國家學說として發達した。自然法論者は國家の起源を契約に求めた。この契約の意義については、既に說明したやうに、種々なる解釋が行はれたのであるけれど、契約の一事に至つては一致してゐた。契約とは、兩當事者の約束である。人民間の約束であるか、人民と支配者との約束であるかの別はあるが、約束たることに變りはない。約束である以上、兩當事者の能力の均等狀態を前提し、この狀態における當事者の理性の要求に應じての雙方的行爲に外ならぬのである。故に、自然法學者に從へば、國家の形成は、國家構成員の理性的行動の結果である。國家は支配者主權の狀態にあつても、人民主權の狀態にあつても、理性の產物であつた。國家形成を理性的契約に求めた點において、後に契約說の崩壞の一因は存する。即ち第十八世紀中葉における英國の哲學者、殊に道德哲學者は社會構成の要因を理性に求めずして、感情に求めた。契約說はたしかにこの一角から崩壞し始めてゐるのである。

國家形成以前の狀態は、彼等にとつては、自然狀態であつた。この自然狀態から人々の理性の要素による契約によつて、社會狀態即ち國家狀態に入るのである。

彼等の解するところに從へば、自然的狀態は社會的狀態ではなくして、孤立的個人または家族が自然的なる生活をしてゐた狀態である。自然的生活とは人の自然的本能に從へる生活であつた。ホッブスはこの自然狀態をもつて、萬人に對する萬人の鬪爭(bellum omnium contra omnes)であるとした。故に彼は人間はその利己的立場から、この鬪爭狀態から免れるために、その自然に保有する權利を放棄して、國家狀態に入つたと說明した。然るに、ルッソウは自然狀態を所謂人間の黃金時代とし、自由と平等とが實現せられ、人間が眞の幸福を享樂しつゝあつたエデンの園はこの時代に屬するものとした。故に自然狀態から私有財產の發生のために國家狀態に入つたことは、人間の墮落であるとしたのである。

鬪爭的、または平和的なる自然狀態――この外に兩者の折衷說も存する――から國家が契約によつて成立するのであるが、この自然狀態は一の想像であることが、第十八世紀の中葉に至つて論證せらるゝに至つたのである。而して、社會は孤立的個人または個別的家族が契約によつて、形成したものでもなく、また眞の市民的または政治的社會(國家)が最初の社會形態でもないことが明かとなつた。その理由には二つある。第一は、論理的推論である。個人または家族が孤立的に生存してゐたとする自然狀態は一の擬制である。何となれば、人間はその子供の生存上の必要から、常に親子共同に生活し、子供の獨立的生活が可能になつた後も、野獸に對する防禦力の弱いことから、尙ほ共同生活を營み、且つこの家族は數組づゝ群居的生活をしてゐたと推測せられてゐたからである。第二は人類學的資料の增加である。この頃に至つて、アメリカ大陸における固有の種族の社會制度及び風習に關する研究が盛に行はれ、新大陸におけるこれらの種族は今尙ほ野蠻狀態にあつて、國家を形成してゐないにも拘らず、群居的家族、村落共產體、部族といふ形態の社會を形成してゐることを知つて、自然法學說における孤立人または孤立的家族は一の假定に過ぎないとせらるゝに至つたのである。

かくて、第十八世紀の英國思想家は人類はその始源から、何等かの形式における社會を形成してゐたことを知るに至つたのであつた。自然法學的社會契約說の根柢は崩壞せられた。この破壞事業は英國において、徐々として行はれた。吾々は契約說の反對者として、ウイリヤム・テンプル、バァナアド・ダ・マンダヴル、シャフッ

ベリ、ジョン・ボオリングブロオク、ジェムズ・ハリス、デヴィド・ヒウム、アダム・スミス、アダム・ファグスン等を數へることが出來る。

自然法學說は理論としては、既に第十八世紀において、有力なる反對論に遭遇した。自然法學的國家論に代つたものは、この說から出發した有機體的國家論であり、國家の基礎を經濟に求めた自由主義の國家觀であつた。自然法學的國家觀は今や、その使命を盡して死んだのである。その使命とは、自然法學說の革命的國家觀としての使命である。革命は常に、支配者階級に對する被支配的下位階級中の有力階級の反抗であるが、この目的のための國家觀として、その使命を盡したのである。而して革命は常にこの有力階級のためにするものであるが、形式的には、全社會の名によつて行はれる。自然法學的國家觀中人民主權說をとる革命思想は、國家の變革が全人民のためなることを强力に主張したことは、その一面を語るものである。單に革命思想家のみではない。支配者主權の主張者も國家の支配が全人民のためなることは、その保守的立場から王權の擁護の必要上、必然に主張せらるべきであつた。かくて、自然法的國家觀を通じて、國家は全人民のための結合であり、且つ唯一の社會的結合であつた。彼等における社會と國家との同一視は、一は近世的絕對主義的國家の成立からその終焉にいたるまでの間、世人の視聽を集中した問題が國家であつたのと、その二は既に記したやうに、彼等の野蠻低度民族社會に關する觀察の缺如してゐたことに原因するのである。自然法學的社會觀以後の學說は漸く國家と社會との區別を設ける機運に會したのである。要するに自然法的國家觀は、近代的大國家の成立から、それのブルジョアジイによる占領にいたるまでの國家思想を代表する學說であつたのである。

附記

本篇は自然法的國家觀概論に終つたのであるが、始めの計畫では、自然法學的國家觀概論の次ぎに、ホッブス、ロック、ルッソウの個々の國家觀について、述べる筈であつたけれども、紙數の增加を恐れて、省略して、直ちに結論に入つてゐる。從つて前後の關係において、稍整はぬところのあるのは、寬恕を乞ひたい。ホッブス、ロック、ルッソウについては他日の機會に論ずるつもりである。（一九二八年十一月十八日稿了）。